

質疑応答一覧

2025/10/27

番号	要領・様式の該当箇所	質問	回答
1	仕様書 P2 6 施設整備の諸条件 (5)その他	除染土壌について、現在の状態及び管理状況を教えてください。	放射線量はほぼゼロに等しく、人体への影響はありません。 管理状況としては、深さ2メートル程度の土を被せている状態であり、年に1回検査を実施しています。新築工事の際、除染土壌の上にアスファルト舗装等はできません。 敷地内での移設は可能ですが、国の事前許可が必要であるため、移設希望の場合は事前に市と協議が必要です。
2	仕様書 P3 8 市所有地貸付条件等 (2)貸付料	年間貸付料につきましてR8年4月以降は固定資産評価額のための理由による改定という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	仕様書 P6 10 運営内容の諸条件 (9)給食・保健	貴市の定める健診とは具体的にどのようなものでしょうか。また、認可基準以上の健診にかかる費用負担はどのように定めているか教えてください。	認可基準に従って実施してください。
4	仕様書 P6 10 運営内容の諸条件 (10)費用の徴収	費用の徴収について、「その他市が認める実費徴収」とは具体的にどのようなものがあるか教えてください。	仕様書に記載のある「幼児の給食費、園児に配布する絵本等の教材費、園外活動にかかる実費、延長保育の実施に係る食事及びおやつ代、特別保育の利用料」を基本としており、今後新たに実費徴収する場合を想定して記載していますが、現時点でその他に認めている実費徴収金はありません。
5	仕様書 P6 10 運営内容の諸条件 (14)その他	「移管を受けた場合においては、既設の保育所又は幼保連携型認定こども園を廃止しない」とは市内、もしくは近隣の施設という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	仕様書 P6 10 運営内容の諸条件 (14)その他	牛久市保育園・認定こども園連絡協議会の詳細を教えてください。	市内保育園・認定こども園（R7年度は20園加盟）で構成されており、情報共有等を目的として年3回程度の頻度で開催される協議会です。
7	仕様書 P6 11 引継ぎ・共同保育について	引継ぎ保育の際の費用負担(人件費等)について教えてください。	勤務実績等に応じた人件費を補助予定です。
8	仕様書 P2 6 施設整備の諸条件 (3)既存建物について	プール（敷地南西）の解体は、建設工事に先行して行って良いか教えてください。（建設期間中の仮設プールは市でご対応いただけるか。）	問題ありません。プールの解体・撤去は市が実施予定ですが、移管先法人が解体・撤去を行う場合は、実際にかかった費用を市が負担します（市が適正と認めた場合に限り）。 なお、可能な限り在園児が現在のプールを使用できるよう工程を配慮頂くとともに、仮設プールについては協議の上で決定します。
9	仕様書 P2 6 施設整備の諸条件 (3)既存建物について	6（3）②駐車場整備は、保護者用で良いか。 また何台必要か目安を教えてください。	お見込みのとおりです。参考として現状は職員用24台、保護者用17台分の駐車スペースとなっています。
10	仕様書 P6 10 運営内容の諸条件 (3)定員及び受入年齢	0歳児(生後8週)からの受入れについて、それ以前の子を受入れは可能でしょうか。	保護者にとって有益となることから、0歳児(生後7週)など、生後8週以前の受入れ実績のある法人に関しては可能です。
11	募集要項P3 4 審査方法 (2)二次審査（書類審査・プレゼンテーション）	プレゼンテーションについて「出席者は、法人理事長または法人運営に係る理事」と記載があるが、事業責任者でもよいか教えてください。	原則は法人理事長または法人運営に係る理事となりますが、やむを得ない事情がある場合は、本件事業に精通している事業責任者でも可とします。
12	仕様書 P3 8 市所有地貸付条件等 (3)条件	「建物に係る増築・減築・改築を行う場合、遊具や工作物の新築・移設・撤去を行う場合は、事前に本市の承認を得るものとする。」について、旧園舎は貴市で解体かと思うので、「建物に係る増築・減築・改築を行う場合」の部分は何を指し示しておりますでしょうか。	本事項については新園舎のことを指しており、新園舎については国の補助金を活用予定であり、事前申請なく処分等した場合は補助金返還などになる場合があります。よって、市に相談なく増築や減築等の処分はできません。
13	—	児童発達支援所の併設は可能でしょうか。	可能です。 ただし、事前に三者協議会等において保護者の同意を得ることを想定しています。